市長と語るうあまの未来

市長と語ろうあまの未来を令和4年10月26日 (水)に甚目寺南中学校で開催しました。

甚目寺南中学校では公園、学校のトイレ、商業、 道、エアコンや扇風機等について、さまざまな提案 をいただきました。

また、生徒の皆さんからは「市のお金について」や「市をより良くするためには」、「市長になった理由」などの質問があり、時間いっぱい交流ができました。



事業主の行へ 償却資産の所有者には、法令で申告が義務付けられています!

所得税や法人税の申告が必要であるのと同様、固定資産税の償却資産についても申告をしなければなりません。固定資産税のうち、土地・家屋としてすでに課税されているものは償却資産の申告の必要はありませんが、市内に償却資産を持っている事業主の方は、1月31日(火)までに申告をしてください。

●償却資産って何?

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、その減価償却額が法人税法、または所得税法の規定による所得の計算上損金、または必要な経費に算入されるべきものです。国税の申告書に記載されていない簿外資産や償却済資産、遊休資産なども含まれます。(家庭で使用しているものは対象となりません)

償却資産にも、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

●償却資産の対象になるものは何?

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している機械、装置、器具、備品等の資産です。 (事業に利用しているものが、第三者からのリース資産であれば、貸し付けている方(リース会社)が申告する義務者となります)

●次のものは、課税対象とはなりません。

- ①耐用年数が1年未満、または取得価格が10万円未満のもの
- ②取得価格が20万円未満で3年間の一括償却を行なった資産
- ③無形固定資産(鉱業権·営業権等)
- ④自動車税や軽自動車税が課税されている車両
- ⑤家屋として課税されているもの

●申告はどうすればいいの?

様式が定められており、申告書をお渡ししますので、税務課(本庁舎)までご連絡をお願いします。申告書には、毎年1月1日現在の償却資産の状況(種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数等必要な事項)を記載し、毎年その年の1月31日(土・日曜・祝日の場合は翌開庁日)までに申告をしていただくことになっています。

問合先 税務課 ☎444·0509 FAX445·3856